

別紙2 業務体制の概要（店舗販売業用）

勤務する薬剤師及び登録販売者

店舗の名称	かつおドラッグ	店舗の所在地	高知市丸の内 1-2-3
-------	---------	--------	-----------------

店舗管理者

	氏名	住所	週あたり 勤務時間数	資格種別	薬剤師名簿又は販売従事登録	
					登録番号	登録年月日
店舗 管理者	菅薬 太郎	高知市丸の内 〇—〇—〇	40 時間/週	薬剤師	123456	H24. 6. 12

店舗の管理者は、常勤で、原則として店舗で定めた就業規則に基づく薬剤師又は登録販売者の勤務時間の全てを勤務する必要があります。ご注意ください。

従たる薬剤師及び登録販売者

	氏名	住所	週あたり 勤務時間数	資格種別	薬剤師名簿又は販売従事登録	
					登録番号	登録年月日
1	登録 販太	高知市丸の内 〇—〇—〇	40 時間/週	登録販売者	12-34-56789	H25. 5. 10
2	研修 中子	高知市〇〇町 〇—〇—〇	40 時間/週	登録販売者 (研修中)	39-15-00000	H27. 11. 1
3						

注：研修中の登録販売者については、(研修中)と記載してください。

研修中の登録販売者とは、規則第 15 条第 2 項に該当する登録販売者のことで、具体的には、薬局、店舗販売業（薬種商販売業）又は配置販売業で①「一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で実務に従事した期間」と②「登録販売者として業務に従事した期間（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む）」の期間を通算して過去 5 年間のうち 2 年未満の登録販売者のことです。

平成 27 年度 の試験合格者 ⇒ 平成 27 年 8 月 1 日時点で 過去 5 年間で 1 年以上の 実務・業務経験の有無	<p>経験有り⇒(研修中)の記載はしないでください。 注：販売従事登録後、平成 28 年 7 月 31 日までは一定条件下で店舗管理者や店舗管理代行者になることができます。 平成 28 年 8 月 1 日以降で、過去 5 年間で 2 年以上の実務・業務経験がある場合は、引き続き一定条件下で店舗管理者や店舗管理代行者になることができます。 ただし、平成 28 年 8 月 1 日以降で、過去 5 年間で 2 年以上の実務・業務経験がない場合は、研修中の登録販売者（規則第 15 条第 2 項に該当する登録販売者）として取り扱われますので、この場合は(研修中)の記載が必要です。 また、研修中の登録販売者は、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなれませんのでご注意ください。</p>
	<p>経験無し⇒(研修中)の記載が必要です。 注：研修中の登録販売者（規則第 15 条第 2 項に該当する登録販売者）として取り扱われ、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなれませんのでご注意ください。</p>
平成 21 年度～平成 26 年度 の試験合格者 ⇒	<p>(研修中)の記載はしないでください。【令和 3 年 8 月 1 日まで】 注：販売従事登録後、令和 3 年 8 月 1 日までは、過去の状況に関わらず、引き続き一定条件下で店舗管理者や店舗管理代行者になることができます。 ただし、令和 3 年 8 月 2 日以降は、過去 5 年間で 2 年以上の実務経験がなければ、研修中の登録販売者（規則第 15 条第 2 項に該当する登録販売者）として取り扱われますので、この場合は(研修中)の記載が必要です。また、研修中の登録販売者は、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなれませんのでご注意ください。</p>

医薬品の販売に従事する薬剤師の週あたり勤務時間の総和	40 時間/週	a
医薬品の販売に従事する登録販売者の週あたり勤務時間の総和	40 時間/週	b